

産業廃棄物収集運搬業許可申請（更新）のてびき

宮城県環境生活部循環型社会推進課
宮 城 県 各 保 健 所

I 許可申請の手続き

1. 申請窓口について

収集運搬業 積替え又は保管行為を除く 場合	
仙台市内又は宮城県外にのみ事務所及び事業場を有する方	県庁 循環型社会推進課
仙台市を除く宮城県内に事務所及び事業場を有する方	事務所・事業場所在地を管轄する保健所

収集運搬業 積替え又は保管行為を含む 場合	
積替え又は保管施設に常駐者がいる	積替え又は保管施設所在地を管轄する保健所
※積替え保管施設とは別に仙台市を除く宮城県内に本社を有する場合は、本社所在地を管轄する保健所へ提出	
積替え又は保管施設に常駐者がいない	積替え又は保管行為を除く場合に準ずる

郵送による提出は原則として受け付けておりません。
申請窓口や申請の仕方についてご不明な点は、循環型社会推進課施設班又は最寄りの保健所までお問い合わせください。

★申請においでの際は事前に電話等で申請日時の予約をお願いします。

2. 申請に必要なもの

- ①申請書（規則様式第6号）
- ②申請に必要な添付書類
- ③申請手数料：「宮城県収入証紙」73,000円

【注意】申請書類の提出にあたっては以下の点にご留意ください

- ・申請書及び添付書類のうち様式が定められているものについては、当てびきに添付されているもの、又は同様式のものを使用してください。
- ・申請書類は、A4サイズのファイルに綴じて提出してください。
- ・申請書類の提出部数は正1部ですが、保管用に同様の物を控えとして1部作成し、申請時に持参してください。

3. 審査について

- ・提出いただいた申請書類については、提出時に窓口で簡単な予備審査を行います。（書類の記入漏れや添付書類の有無等の確認ほか）
- ・受理した申請書類の審査過程で、審査に必要な書類の提出をお願いすることや、事務所や事業場への立入調査を行う場合があります。

4. 許可証の交付について

許可証は、申請書類提出先の窓口にて交付します。
特別な理由で他の方法で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口にご相談ください。

※更新申請の場合、前回許可の有効期間満了日後も行政機関からの許可（不許可）処分がなされるまでの間は、その効力が継続します。

※旧許可証については、新しい許可日以降に窓口へ返還してください。

Ⅱ 産業廃棄物の種類と具体例

排出業種	番号	種類	具体例
全ての業種に係る廃棄物	1	燃え殻	焼却灰の残灰、石炭がら等の焼却残さ
	2	汚泥	製造、排水処理等で排出される全ての汚泥
	3	廃油	溶剤、鉱物油、動植物性等の全ての廃油
	4	廃酸	全ての酸性廃液
	5	廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、全ての廃プラスチック類
	7	ゴムくず	天然ゴムのくず
	8	金属くず	全ての金属くず及び金属製品くず
	9	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボード等のくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
	10	鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鋳物砂
	11	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じるコンクリート、アスファルト、レンガ等の破片
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト
特定の業種に係る廃棄物	13	紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去）、紙製品製造、出版・印刷業者等から排出される紙くず
	14	木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去）、木材又は木製品製造業者等から排出される木くず
	15	繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去）、製糸紡績、織物業者等から排出される天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食品製造業者等から排出される不要物で固形状のもの
	17	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時又は食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18	家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
	19	家畜の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

許可申請時の留意点

- 「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」のいずれかを収集運搬する場合は、「石綿含有産業廃棄物」の取扱いの有無を記載してください。
- 「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」の取扱いの有無を必ず記載してください。
- 「廃プラスチック類」・「金属くず」・「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てを収集運搬する場合は、「自動車等破砕物」の取扱いの有無を記載してください。
- 「特定の業種に係る廃棄物」は、具体例に示された業種の事業活動に伴って排出された場合のみ産業廃棄物に該当します。それ以外の事業活動から排出されたものは事業系一般廃棄物となります。

※ 「動物系固形不要物」、「家畜の死体」については、状況によって産業廃棄物収集運搬業の許可を必要としない場合がありますので、個別にお問い合わせください。

IV 添付書類

添付書類		【備考】				
1	事業計画の概要を記載した書類 (第1面)事業計画の概要 (第2面)運搬施設の概要等 (第3面)積替施設又は保管施設の概要 (第4面)収集運搬業務の具体的な計画 (第5面)環境保全措置の概要	変更ない場合は省略可				
2	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、 構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 (第6面)運搬車両の写真 (第7面)運搬容器の写真 ■駐車場の見取図及び場内の配置図	変更ない場合は省略可				
3	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 ■車両等の車検証の写し (所有権・使用权を有しない場合は、車検証と車両のみの賃貸契約書等の写し) ■駐車場に係る土地の登記簿謄本の原本 (所有権を有しない場合は、土地の登記簿謄本と賃貸契約書等の写し)	変更ない場合は省略可				
4	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ■(公財)日本産業廃物処理振興センターが実施する産業廃棄物収集運搬業に関する講習の修了証の写し(有効な受講者は以下のとおり)	備6)講習会				
	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者</td> </tr> </table>	法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者	個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者	
法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者					
個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者					
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類 (第8面)事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法					
6	経理的基礎に関する書類					
注)	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>(1)貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書 (直前3年の各事業年度におけるもの) (2)法人税納税証明書の原本(直前3年の各事業年度におけるもの) ※税務署長の発行する納税証明書(その1)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(1)(第9面)資産に関する調書 (2)預金等の残高証明書又は通帳の写し (3)直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書(その1)</td> </tr> </table>	法人	(1)貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書 (直前3年の各事業年度におけるもの) (2)法人税納税証明書の原本(直前3年の各事業年度におけるもの) ※税務署長の発行する納税証明書(その1)	個人	(1)(第9面)資産に関する調書 (2)預金等の残高証明書又は通帳の写し (3)直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書(その1)	備5)法人の(1)(2)
法人	(1)貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書 (直前3年の各事業年度におけるもの) (2)法人税納税証明書の原本(直前3年の各事業年度におけるもの) ※税務署長の発行する納税証明書(その1)					
個人	(1)(第9面)資産に関する調書 (2)預金等の残高証明書又は通帳の写し (3)直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書(その1)					
7	申請者等に関する書類					
注)	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>(1)定款又は寄付行為の写し (2)商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本 (3)申請書の2～3面に記載した役員、株主(出資者)及び使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人の場合国籍等)の記載のあるもの)の原本 ・株主(出資者)が法人である場合は登記事項証明書 イ)「登記されていないことの証明書」の原本</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるもの)の原本 イ)「登記されていないことの証明書」の原本 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類</td> </tr> </table>	法人	(1)定款又は寄付行為の写し (2)商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本 (3)申請書の2～3面に記載した役員、株主(出資者)及び使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人の場合国籍等)の記載のあるもの)の原本 ・株主(出資者)が法人である場合は登記事項証明書 イ)「登記されていないことの証明書」の原本	個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるもの)の原本 イ)「登記されていないことの証明書」の原本 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類	備5)法人の(1)(2) 備4)法人・個人の7)、イ) 備1)法人・個人のイ) 備3)法人・個人の7)、イ)
法人	(1)定款又は寄付行為の写し (2)商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本 (3)申請書の2～3面に記載した役員、株主(出資者)及び使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人の場合国籍等)の記載のあるもの)の原本 ・株主(出資者)が法人である場合は登記事項証明書 イ)「登記されていないことの証明書」の原本					
個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア)住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるもの)の原本 イ)「登記されていないことの証明書」の原本 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類					
8	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (第10面)誓約書	備4)				
9	申請内容に関して他の法令による規制がある場合は、当該規制に適合することを証する書類及び図面					
10	その他知事が必要と認める書類及び図面					

注)・表中の「法人」とは申請者が法人の場合、「個人」とは申請者が個人の場合をさします
・公的機関から発行される証明書等については、発行日から3ヶ月以内の原本を添付してください。
・住民票の写しにマイナンバーの記載は必要ありません。マイナンバー記載のものを提出された場合は受理できませんので、取得する際は十分ご注意ください。

【 備 考 】

備 1) 「登記されていないことの証明書」について

- ①成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の証明として必要です。
- ②申請用紙や申請の仕方等については、もよりの法務局にお問い合わせください。

備 2) 「所有権を有することを証する書類」について

賃貸借契約等で土地や車両を借りている場合には、登記簿又は車検証の所有者から権利関係が繋がるように賃貸借契約書等の写しを添付してください。
なお、車両の賃貸借契約書や使用承諾書は車両のみのものを添付してください。

備 3) 申請者が外国人である場合について

申請者（法人にあってはその役員等）が外国人である場合、その者に関する書類は、住民票の写しの原本（国籍の記載のあるもの）、登記されていないことの証明書のみで足りります。

備 4) 先行許可証の提出による添付書類の一部省略について

下記の許可証をお持ちの方については、その原本を提出いただくことで（内容を確認後返却いたします）、「添付書類一覧表」表中「7 申請者等に関する書類」の「ア）、イ）（法人、個人とも）及び「8 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面〔様式第4号〕」の添付を省略することができます。

※先行許可証として有効な許可証

○産業廃棄物収集運搬業 ○特別管理産業廃棄物収集運搬業
○産業廃棄物処分業 ○特別管理産業廃棄物処分業 ○産業廃棄物処理施設

申請日において5年以内に本県または他の都道府県・保健所設置市で、上記の新規許可、更新許可、事業範囲変更許可（処理施設にあっては変更許可）を受けたもの。

（許可の有効期限内であり、先行許可証の提出無く許可されたもの。更新申請の場合にあっては、当該許可に係るものを除きます。）

備 5) 「有価証券報告書」について

申請者が法人の場合で、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、当該有価証券報告書を添付することで、以下の書類に代えることができます。

- ・貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本

備 6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会について

産業廃棄物収集運搬に関する講習会（特別管理産業廃棄物収集運搬に関する講習会でもよい）の修了証で、以下のものの写しを添付してください。

- ・収集・運搬課程（新規）修了証（有効期間5年）
- ・収集・運搬課程（更新）修了証（有効期間2年）

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
〒102-0083 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア7階
TEL:03-5275-7115 FAX:03-5275-7116

(新規・更新用)

規則様式第六号（第九条の二関係）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

法人の場合：登記簿上の本店、商号等
個人の場合：住民票の住所、氏名等

申請者

住所 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

氏名 株式会社宮城軒

代表取締役 宮城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-211-0000

所持している許可証に記載されて
いる産業廃棄物の種類・積替え保管
行為の有無を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

①汚泥②廃プラスチック類③紙くず④木くず⑤繊維くず⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車破砕物を除く。）
・積替え又は保管行為を除く。

事務所及び事業場の所在地

事務所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号 022-211-0000

土地登記簿のとおり記入。
賃貸借で契約書等と表記が異なる場合、住所と併記する。

事業場（駐車場）

地番 仙台市青葉区上杉〇丁目△番、□番

住所 仙台市青葉区上杉〇丁目〇番地〇号

電話番号 022-000-0000

事業の用に供する施設の種類及び数量

・運搬車：脱着装置付コンテナ専用車2台、キャブオーバー5台
吸引車 1台
・運搬容器：コンテナ 5台、フレコンバッグ 10枚
・駐車場：1カ所 面積〇〇㎡

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管行為を除く。

産業廃棄物の種類や事業計画に対応できる車両や運搬容器の種類と数量、駐車場を記入

※ 事務 処 理 欄

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> 取得済み及び申請中の産業廃棄物処理業の許可をすべて記入(宮城県許可も含む) </div>	

申請者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所

個人：住民票のとおり記入

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住	所
かぶしきがいしゃみやぎけん 株式会社宮城軒	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	

法人：登記事項証明書のとおり記入

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住	所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
みやぎ 太郎 宮城 太郎	昭和40年1月1日	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番	
	代表取締役	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号	
みやぎ じろう 宮城 二郎	昭和50年2月2日	宮城県石巻市穀町〇番〇号	
	取締役	同上	
みやぎ はなこ 宮城 花子	昭和60年3月3日	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番	
	監査役	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号	

法人の場合、「役員」の氏名・生年月日・本籍・住所等を住民票の記載どおりに記入
 ※先行許可制度を利用する場合は、特に間違いのないよう御注意ください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割合	住	所
みやぎ たらう 宮城 太郎	昭和38年1月1日	500株	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番	
		50%	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号	
みやぎ じろう 宮城 二郎	昭和50年2月2日	50株	宮城県石巻市穀町〇番〇号	
		5%	同上	
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>すべての5パーセント以上の株主及び出資者を記入 ※5パーセント未満の方の記入は必要ありません</p> </div>				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

※該当者がいる場合記入してください。
政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- 1 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、宮城県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

宮城県、岩手県、山形県

あくまでも一例です。実際の申請者の事業計画について記入してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	〇t/月	泥状	〇〇工場(株) 宮城県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 山形県〇〇〇
2	廃プラスチック類	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 宮城県〇〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 岩手県〇〇〇
3						
4	第1面から第7面に関しては、特段変更のない場合添付を省略することができます。					
5						
6	金属くず	〇t/月	固形	同上	なし	同上
7	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〇t/月	固形	同上	なし	同上
8	がれき類	〇t/月	固形	同上	なし	同上
9	石綿含有産業廃棄物	〇t/月	固形	宮城県内建築現場	なし	〇〇処分場 宮城県〇〇〇
10						

取り扱う品目を種類毎にすべて記入

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	仙台 100 あ ○○-○○	3,800	株式会社宮城軒	
2	キャブオーバー	仙台 100 い ○○-○○	8,000	株式会社宮城軒	
3	吸引車	宮城 800 う ○○-○○	5,000	○○株式会社	
4					収集運搬に使用する車両をすべて記入。 賃貸借の車両の場合、所有者又は使用者との契約書や承諾書が必要になります。
5					
6					
7					※船舶は車両の欄を流用して記載してください。所有者又は使用者の欄は使用せず、別途添付書類等により、継続的に使用する権限を有していることを確認してください。
8					
9					
10					
事務所の所在地	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 ※付近の見取図を添付すること。				
駐車場の所在地	地番 仙台市青葉区上杉○丁目△番、□番 住所 仙台市青葉区上杉○丁目○番地○号 ※付近の見取図、場内の配置図を添付すること。			申請書と同様に記入	
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	〇m ³	5台		
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	〇m ³	10枚		
				申請書に記載した容器について、 詳細な用途や容量、数量を記入	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

宮城県〇〇

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

木くず 〇〇m³

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） 〇〇m³

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 〇m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） 〇〇m³

積み替え保管を行わない場合は、「該当なし」と記入

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）

②キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

③吸引車

汚泥

(2) 収集運搬業務を行う時間

〇時～〇時（休憩 〇時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（〇月〇日～〇月〇日）

申請者の実際の事業計画について記入すること

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物はフレコンバックに入れ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分し、破碎しないよう収集運搬する。

産業廃棄物の収集運搬基準に従って、飛散・流出・悪臭等で生活環境に影響を与えることがないように講ずる措置を具体的に記入

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

(2) は積替え保管を行う場合のみ記入

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	仙台100あ 〇〇-〇〇
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p>
	撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。・ カタログ等の写真ではなく、所有している現物を撮影すること。			
撮影			〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	石綿含有産業廃棄物
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。・ カタログ等の写真ではなく、所有している現物を撮影すること。			
撮影			〇〇年〇〇月〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	20,500	
土地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	15,500
	○×銀行	15,500
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

申請する事業について新たに資金が必要となる場合は、その資金の内訳について記入
新たな資金の必要がない場合も、必要ない旨を記入

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△△銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

個人事業主のみ提出するものであり、法人の申請者は必要ありません。

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮 城 県 知 事 様

申請者
住所 宮城県仙台市本町 3 丁目 8 番 1 号
氏名 株式会社宮城軒
代表取締役 宮城 太郎 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 循環型社会推進課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎2階

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 【受付機関】 (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
